

新潟市フラワーパートナー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市フラワーパートナー事業（以下「当該事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(参加団体)

第2条 当該事業に参加できる団体（以下「フラワーパートナー」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 新潟市自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会
 - (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等
 - (3) 新潟市（以下「本市」という。）内に在住、在勤又は在学するものを構成員として5人以上有し、かつ、本市内に主たる活動拠点を有している老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）
 - (4) 構成員が複数で本市内に事務所が存在している事業者（以下「事業者」という。）
- 2 次のいずれかに該当する前項第3号のその他団体及び第4号の事業者は参加できない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等またはそれらの関連事業者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種の事業者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生または更生の手続き中の事業者
 - (4) 法令等に違反している団体
 - (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない団体
 - (6) 公序良俗に反する活動を行う団体
 - (7) 人権侵害にかかる活動を行う団体
 - (8) 政治又は宗教にかかる活動を行う団体
 - (9) 景観もしくは風致を害するおそれがある活動を行う団体
 - (10) 公衆に不快の念を抱かせ、または危害を与えるおそれがある団体
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に適当でないと市長が認める団体

(当該事業の目的)

第3条 当該事業は、フラワーパートナーが参加することにより、本市のまちなかに自由に創造性の高い花・みどりの空間を創出し、これをもって本市の魅力のアピールに繋げることを目的とする。

(当該事業の概要)

第4条 当該事業においては、フラワーパートナーが、本市の指定するまちなかのプランターを対象に、原則無償で花・みどりを植え管理する。本市は、フラワーパートナーの団体名を所定の方式でプランターに掲示する。

(植栽・管理)

第5条 フラワーパートナーは植栽・管理において別紙1「プランター植栽のデザイン管理ガイドライン」を遵守するものとする。プランターに植栽する花・みどりや肥料、道具等はフラワーパートナーが準備し、かかる経費を負担する。

2 植栽・管理の作業中に事故が発生した場合、速やかに本市に連絡する。

(プランター)

第6条 当該事業の対象となるプランターの位置の、フラワーパートナーによる選定については先着を基本とし、重複した場合は抽選とすることを前提に本市が調整する。

2 フラワーパートナーは、プランター本体を変形・改造することは原則できない。

3 フラワーパートナーに起因するプランターの破損においては、当該団体が負担し弁償を行うものとし、その費用については本市と協議のうえ決定する。

(みどりの社会貢献紹介板)

第7条 第4条にかかるフラワーパートナーの各団体名を表示してプランターに設置する紹介板（以下「みどりの社会貢献紹介板」という。）については、本市が負担し制作、設置する。

2 同紹介板は、専ら団体の社会貢献を紹介するためのものであり、フラワーパートナーの営業宣伝にかかる内容は掲載できない。

3 みどりの社会貢献紹介板にかかる、必要な協議調整は本市が行う。

4 同紹介板の掲載内容については本市が事前確認し、フラワーパートナーが希望する内容が不適切と判断される場合は掲載しない。

5 本市は、第3条に関わらず、市長が特に必要と認め事前に通告した場合は同紹介板を撤去できる。

(所有権)

第8条 フラワーパートナーがプランターに設置した花・みどり等の所有権は、各団体に属する。これに起因する第三者への損害等については原則各団体が負担する。負担額が過剰である等、特に解決すべき課題がある場合は本市と各団体で話し合って解決する。

2 みどりの社会貢献紹介板の所有権は本市に属し、フラワーパートナーに起因しない破損等への対応、フラワーパートナーの参加期間終了後の撤去処分については本市が行う。

(参加希望と申込)

第9条 本市は、第4条にかかる各団体に対して当該事業への参加希望を募る。

- 2 参加希望団体は、「新潟市フラワーパートナー事業 参加申込書」(別記様式第1号)を、指定する期間内に、市長へ提出するものとする。

(申込に対する決定)

第10条 本市は第9条による申込があった場合に、第4条等に鑑み参加可能・不可を判断し、「新潟市フラワーパートナー事業 参加可能(不可)通知書」(別記様式第2号)により申込団体へ通知するものとする。

- 2 申込は先着を原則とし、申込枠がプランター枠を上回った時点で募集を終了する。ただし、申込枠がプランター枠を下回った場合はこの限りではない。
- 3 その他必要な調整は本市が適宜行う。

(覚書の締結)

第11条 本市とフラワーパートナーとは、当該事業の実施に当り双方確認合意のうえ「新潟市フラワーパートナー事業に関する覚書」(別記様式第3号)に調印する。

(著作権・各種権利)

第12条 当該事業の植栽デザインにかかる著作権は、フラワーパートナーに属する。但し、本市及び第三者は、当該植栽の撮影や媒体掲載等の利用について、当該のフラワーパートナーに断りなく行うことができるものとする。

- 2 著作権に関わらず、安全性、緊急性において必要がある場合、もしくは市長が特に必要と認める場合、本市はその一部全部を問わず、各団体に断りなく当該植栽の撤去もしくは補修ができるものとする。

(フラワーパートナーの義務)

第13条 フラワーパートナーは第11条の覚書の締結後、取り扱うプランターに対し別紙1「プランター植栽のデザイン管理ガイドライン」に沿うよう速やかに植栽・管理を行わなければならない。

- 2 市長は第1項の植栽・管理に対し、特に必要と認める場合、改善指示もしくは助言等を行うことができる。
- 3 フラワーパートナーが前項の改善指示を受け、これに対応が認められない場合、市長は覚書を無効とすることができる。
- 4 前項にかかる処分を受けたフラワーパートナーは、処分を受けた日から数え5年間、第9条第2項にかかる申請を行うことができないものとする。
- 5 フラワーパートナーは、第10条の規定により決定を受けたフラワーパートナーにか

かる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(参加期間)

第14条 フラワーパートナーの参加期間は、別記様式第3号による覚書の締結から翌年度5月末日までとする。期間が満了する事前にフラワーパートナーは別記様式第4号により活動報告を行うものとする。

2 参加期間満了に当り特段の申し出が無い場合、参加期間は満了年度の翌年度5月末日まで自動継続するものとする。市長が認め事前に通告した場合はこの限りではない。フラワーパートナーが期間の継続を希望しない場合は、その旨を書面にて本市に申し出、プランターの原型復旧を行う。

3 本市はプランター枠の空き状況に応じて、適宜新たなフラワーパートナーの募集を行うものとする。

4 経過措置として、2018年度の活動のみ別記様式第4号による報告を不要とし、また募集は2018年度のみ同年11月9日から2019年3月15日の間に行う。

(裁判管轄)

第15条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、本市の所在地を管轄する裁判所で行なうものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2018年11月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2022年4月1日から施行する。

別紙 1

プランター植栽のデザイン管理ガイドライン [新潟市フラワーパートナー事業]

(植栽のデザイン管理の目的)

1. 植栽のデザイン管理は、多くの人から花・みどりを見てもらう機会を創出することを目的とする。

(デザイン)

2. 植栽に関して、歩行者・自動車等の通行の妨げとなるデザイン、通行者の危険に繋がる可能性があるデザイン、一般の通行者に不快感を与えるデザイン、公序良俗に反するデザインはできない。
3. プランターの植栽範囲は、歩行者及び車両の視界を遮ること、および円滑な通行を遮ることが無いようにし、また隣接する別の協力団体（フラワーパートナー）のプランターと枝葉が重ならない範囲とする。特に歩行者及び自動車等の視界を確保するため、植栽はプランター天端から高さ 50 cmを超えないようデザイン管理する。
4. 安全のため火気・電気の使用はできない。
5. 緑化材料の選定に於いては、一年草・多年草等の花が咲く草本を基本とする。春・夏・秋を通じ可能な限り花が咲き続ける状態を保つようにする。春には新潟市の花であるチューリップを咲かせる。「萬代橋チューリップフェスティバル」との相乗効果に留意する。

(管理)

6. 植栽・維持管理作業は歩道側から行う。また、歩行者・自転車交通量が非常に多いことから、作業の際は通行の妨げにならないよう留意し、作業者及び歩行者の安全に十分注意して行う。
7. 植栽・管理の作業に際し、万が一事故等が発生し、被害を受けた相手がいれば誠実に対応する。植栽・管理の作業をボランティア活動として取り扱う場合には「新潟市市民活動保険」が適用される可能性があるが、企業活動の一環として取り扱う場合は適用されないため、その旨注意されたい。
8. 植栽の枯れや荒れた状態、天災等による周辺への飛散・消失が発生した場合は、速やかに処理を行うとともに、必要に応じて植栽の植え直しを行う。
9. 定期的な水遣り管理は新潟市が行うが、植物を良好な状態に保つよう、各参加企業が補助的な灌水を行ってもよい。
10. プランターの除草は協力団体（フラワーパートナー）が行う。除草剤の使用は原則認めない。
11. プランター内にある既存土の土壌改良は各企業が行う。土壌の選択、肥料の選択およ

び施肥方法については、任意である。

- 1 2．殺虫剤等の薬剤の使用については各企業の任意であるが、道路利用者に、健康被害や物損あるいは不快感を与えることが無いよう、安全や周知に十分配慮する。なお著しく毒性の強い薬剤の使用はできない。

(その他)

- 1 3．事業の継続による成熟発展の観点から、植栽・管理を継続する期間については3年から5年もしくはそれ以上とすることを願いたい。

別記様式第 1 号

年 月 日

新潟市フラワーパートナー事業 参加申込書

(あて先) 新潟市長

住所 (所在地)

法人名 (名称)

代表者職氏名

連絡先 (TEL)

(FAX)

(Eメール)

新潟市フラワーパートナー事業への参加について、次のとおり申し込みます。

1 希望するプランター数

●● 基

2 緑の社会貢献紹介板への団体名記載について

(表示については、以下①～③いずれかをご選択ください)

① 社名のテキスト表示

② 会社ロゴ/シンボル (画像) を表示

③ 会社シンボル (画像) および社名テキストを表示

3 その他

(1) 希望するプランターの場所についてはこの申込みの後、協議します。

(2) 「新潟市フラワーパートナー事業実施要綱」および別紙 1 「プランター植栽のデザイン管理ガイドライン」の内容を遵守します。

(3) 連絡先や各種書類の送付先が上記と違う場合は、下記に記入してください。

住 所 (所在地)

担当者氏名

連絡先 (TEL)

(FAX)

(Eメール)

別記様式第2号

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 ●● ●●

新潟市フラワーパートナー事業 参加可能（不可）通知書

申し込みのあった事業への参加について、参加を可能とする（不可とする）旨を決定しましたので通知します。

記

- 1 参加を可能とする（不可とする）理由
- 2 植栽管理するプランターの番号
- 3 覚書の提出期限
- 4 提出・お問い合わせ先

別記様式第3号

新潟市フラワーパートナー事業に関する覚書

新潟市（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、新潟市フラワーパートナー事業について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙によるプランター（プランター番号 ●●、●●、●●、●●）の植栽・管理を承認する。

（事業内容）

第2条 乙は「新潟市フラワーパートナー事業実施要綱」および同要綱に含まれる別紙1「プランター植栽のデザイン管理ガイドライン」の内容を遵守する。

（契約期間）

第3条 本事業にかかる乙の参加期間は、当覚書の締結日より次年度の5月末日を期間満了日とする。期間満了日までに特段の申し出がなければ、さらに次年度の5月末日まで自動更新するものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第4条 第1条において甲が承認した植栽・管理に関し、乙の過失に起因する損失等に関しては、乙が責任を負うものとする。費用負担等が不可能な事態が生じた場合は、甲と乙で協議するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を保持しなければならない。また、この契約が終了または解除された後においても同様とする。

（覚書の解除）

第6条 甲は、乙がこの覚書に定める義務を履行しないときは、この覚書を解除することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による覚書の解除によって生じた乙の損害については、その責めを負わないものとする。

（暴力団等からの不当介入等に対する措置）

第7条 乙は、この覚書の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（覚書の適正な

履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの覚書にかかる事項について実施困難が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、適切な措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第8条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第9条 本契約書の記載事項及び本契約書に定めのない事項について、疑義や問題が生じた場合は、両者ですみやかに協議を行い、誠意をもって解決にあたるものとする。

上記の各条項に合意した証として、それぞれ押印した覚書を2通作成し、両者が各1通を保有する。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長

印

乙

印